

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19520569

研究課題名（和文） 平安時代における土地公証文書と所領安堵の前提的研究

研究課題名（英文） Land notarization documents and assumption research on place territory relief in the Heian era

研究代表者

梅村 喬 (UMEMURA TAKASHI)

大阪大学・文学研究科・教授

研究者番号：80092998

研究成果の概要：本研究では、現存する平安時代の諸文書の考察から、土地公証と所領安堵の関係性を解明する意図のもとに、対象を、①「土地公証を軸として作成保存された文書」と、②「武家政権下に発達する安堵体系成立の前提となる文書」に分け、それぞれの調査・研究を進め、平安時代の諸文書の諸課題に即して、個別の考察を加え、ほぼ所期の成果をあげることができた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：古代史、平安時代、土地公証制、所領、安堵、職、補任、免

1. 研究開始当初の背景

日本近代史学の形成と重なるように進められた法制史学の影響は甚大で、現在まで日本史、なかでも中世との過渡期研究に多大な影響を残している。それは基礎的学術概念において顕著で、「所領」「知行」「領主」「在地」「地頭」などの基本的語彙の解明について古代史研究の側からの考察が強く求められていた。

なかでも、庄園制度、なかでも、安堵と職に関わる中田薫、石井良助、牧健二、大饗亮らの先業は、この方面の主な学説を形成する

とともに、そこで提示された論証方法や結論は現在もなお未解決の問題を多く含んでいる。

また、戦後活発化した封建制論争との関係で、石母田正、戸田芳実、河音能平、永原慶二、上横手雅敬、網野善彦、大山喬平、石井進らの研究において「職」論が多角的に検討され、多くの史実が掘り起こされ、また日本中世の成立過程に関わって、戦後史学に新たな問題を提示した。なかでも、「職」を古代律令制的なものとするか、あるいは中世主従制度を育んだシステムと理解するかについて

ては明確な解決の方向を見いだせないまま、両論は併存して現在に至っている。とくに、所領の権利がなぜ「職」という形式で称されるかという問題は、もっとも基礎的な論点ながら、古代史研究者の議論への不参加・無関心もあり、ここ2、30年間、新たな論点が出されることなく、事実上、論争が終息、あるいは休止しているのが実情である。本論では、こうした学界状況に鑑み、一古代史研究者の立場から「職」研究に論究・参加することを目指すものである。

2. 研究の目的

近年、「袋小路」に入っている古代・中世の過渡期研究を打開するために、社会経済に大きな変化が進む平安時代中期に焦点を当て、後世、「所領安堵」として鎌倉幕府の基本施策をなす、土地制度の実態を検証することで、その構造的な解明を目指した。

主たる内容は、平安時代中期に成立を見る領主身分のもとで、荘園・公領に新たな土地支配秩序が形成されるが、その一方では、地方政治を統括した国衙・在庁や権門勢家を始めとする公私の組織の補任方式も新たな展開を見るとの観点から、「所職補任」と「所領安堵」が表裏の関係をもって形成され、社会の各所に展開して、中世まで多大な影響を及ぼした事実を各方面から立証しようとした。そしてまた、それらの根底には、古代的な官職秩序が淵源にあるとの見通しのもとで、事象のそれぞれについて要因の解明に努めた。

扱った個別事例が、二百年を超える長期にわたるため、限られた時間での検証にはやや不足したが、結果として当初の研究意図は概ね果たすことができた。

3. 研究の方法

平安時代中期に国衙や在庁という地方政府の支配が前代以来の「免」一課役免除の権限により進められている点に着目、所職や雑役などの組織編成においても無視できない位置を占めていることを明らかにするため、平安時代の文書を中心に収集、分析を加えることとした。また、戦国時代まで続く、いわゆる「職の体系」の淵源が、古代国家の官職制度に本源的に含まれる、官人の「免」特権の付与という手続きに伏在することを仮説として、関係文書の博搜に努めることとした。

当初に意図した内容は次のような諸点の解明を目指すこととして、叙述上、重要な史料については、東京大学史料編纂所の写本を利用して確認することを原則とすることとした。資料収集の力点は、所職補任、所領安堵、国衙在庁関係に絞り、調査・研究の予定

項目（概要）は下記のとおりである。

- ① 安堵をめぐる研究の現状（1）
- ② 安堵をめぐる研究の課題（2）
- ③ 「所領」成立の意義について
- ④ 国司制度の変容と国内支配
- ⑤ 「所職」研究の現段階
- ⑥ 職の下降と拡散一郡司について一
- ⑦ 所職の形成
- ⑧ 国衙公権と現地所司
- ⑨ 郷司・保司・条司
- ⑩ 園司・庄司・杣司
- ⑪ 領主と国衙
- ⑫ 黒田庄の現地所司の場合
- ⑬ 「在地」と「地頭」
- ⑭ 「地頭」をめぐる研究の現状と課題
- ⑮ 「地頭」の成立と展開
- ⑯ 在庁官人制と職の展開
- ⑰ 使者の派遣と「職」
- ⑱ 土地公証における「職」の位置
- ⑲ 土地公証制の変容過程について
- ⑳ 所領安堵の前提条件について

（付）三浦家所蔵法隆寺文書の紹介と考察
総括

4. 研究成果

（全体の総括）近代史学のなかで大きな争点をなしてきた「職の秩序」は、近年、論点が出尽くし、「手詰まり」感すら存在する。その一因には、長期にわたる論争にも拘わらず、未だ「職」の淵源が解明されていないことがある。同時に、「職」を巡る論議の過程に古代史研究者がほとんど参加していないことも制約を与えた要因であった。本研究では、一古代史研究者の立場から「職」の成立論に積極的な仮説を提示することで、停滞気味の論争に一石を投じることができた。また、今後において本研究を継続する方向も見出した。

（個別の成果）

（1）いわゆる「職の秩序」の再考

「職」については、早く中田薫「王朝時代の荘園に関する研究」（1906）が「職権留保付領主権寄進」なる仕組みを剔抉して、早い時期の日本社会経済研究に圧倒的な影響を与えた。戦後の石母田正の「在地領主制」論も、ある面で中田の議論を展開、理論的に肉付けを与えたものと言える。のちの「職」論争は、大山喬平の「職の秩序」の提言を前堤として、これを封建的土地所有と見た戸田芳実や河音能平らと、古代的な職権と見た永原慶二、石井進らの両極に分化してゆく。また「知行」を重視する牧健二らによる法制史研究や、「職能」に注目した網野善彦の見解も表される。「職」自体が長期にわたって存続、変容するため、どの面を取り上げるかで

異なる相貌を見せる。他方、古代史研究者の発言は皆無に近い状況は克服されないまま現在に至っており、いま改めて成立・展開過程を辿って「職」を捉える必要がある。

(2) 官職補任の構造について

クライ(=座居)は朝廷内尊卑(座次)の数的表示を本質とする。官人=有位者の等式や、官職よりも位階を優位とする施策に災いされて、官職自体を独自に評価する視点が発展して来なかった。ある意味で、有位者は昇進できる官人エリート層であり、現実には官司の内外に多数の無位下級官人や雑任層を包含する体制が律令官職制度でもある。いわば「ゆるやかな官職体系」が形成されている。「職」の発展は、そのような官職制度の実態を踏まえて考察する必要がある。しかし何故、「職」が荘園公領内に普及してゆくのかは別の問題であり、收取の仕組みや平安時代の地方官職制度の解明が求められる。

(3) 官職と課役免除

ここでは、官人の特権が「課役免除=免」にあることに改めて着目しておきたい。「賦役令・舍人史生条」を直接の根拠として、日本独自の「免役」規定を立て、国家への奉仕を課役免の仕組みによって保証する体制が作られる。クライを要件とはしない職務構成を所々に作り上げる。無位を含むトネリ、雑任クラスの者も「雑役免」の対象となり、また仕丁などの雑役従事者も朝廷の雑務に関わる限り、「免」の特遇を得た。官人と免特権の繋がりこそが、「職」を普及させた根本理由ではないか。また、「雑役免」の考えが、畿内・近国に「雑役免系荘園」を広げた遠因ともなるか。

(4) 「職」の初出史料

「「所職」初出史料一覧」から「職」の概要を説明、「職」の初出は天慶九年の伊賀国神戸長部解案「山預職」となる。本史料自体、「異質な史料」との評もあるが、実は典型的な「職」の補任に関わる相論史料。伊賀国衙による神宮神戸への侵害に対し、公駈を根拠として公民(公浪人)の補任を告発したものであり、10世紀前期に広汎に国衙や諸司の職の補任が行われた事実の一端を示すものであろう。「職」には補任を伴うという事実こそが、後世まで長期に「職」が続く理由であろう。「職」は、補任される「公務」として「免」特権の保持と密接に結びついている。

(5) 「職」の普及一別名郷の成立と変容一

郷は律令地方行政の根幹をなす。平安時代前期には戸籍制度の弛緩、廃絶に伴い新たな支配方式への転換が計られる。11世紀以降

に令制の郷と異質な新たな郷が成立、いわゆる「郡郷別名制」(坂本賞三)が中世を通じて国内の行政単位として成立し、近世以前の地方制度の骨格をつくる。これら地域性、個別性をもつ別名に配された職務がそれぞれ「職」名を帯びて、「在地所司」(郷司、保司、条司、院司、園司、厨司、柚司、庄司、村司…)などとして普及して、公領・荘園において「職」の多様化、地方化をもたらした。

(6) 下司職の拡大

他方、荘園内に「職」が定着するのは、庄司、なかでも下司職の存在が大きいと思われる。下司は、領主や預所を上司とする下部(下位)の所職名として、家領に広く分布し、領主-預所-下司-請作人の重層的な身分関係をつくる。また、平安時代後期に寄進系荘園の広がりとともに、預所職、下司職は寄進者の「職」として定着する。鎌倉幕府の地頭職は、平家没官領の下司職を置き換えるかたちで配置されてゆく。

(7) 「職」と安堵

「職」は、職分と給分を伴う。11世紀には職務の世襲化の動きが顕著となり、利権化と所領化が「職」の特徴となる。そのなかで「職」の補任は所領の「安堵」と同義となり、補任状は、また「安堵状」とも呼ばれるなど一体化が進む。「職」補任=雑役免除(役分は荘園領主に)=庄民の「安堵」の連関を形成することとなる。

(8) 「職」の特質

- ①「職」は、官職に伴う公権の執行と「免」特権を内容としていた可能性が高い。
- ②諸多の事例から、「職」は、国衙やその周辺から発生した可能性が高い。その意味では、研究課題において国衙・在庁の解明が必須となる。
- ③平安時代中期ころより、官(家)長の発する「宣旨」による簡易な形式での補任方法が普及し、「職」の一層の拡大が進んだと思われる。広い意味での“擬似官職”という仮説もありうると推定する。
- ④「職」は、必ず補任(あるいは改替)の手続きを経るところに共通点があり、それが「職」が構成まで組織原理をなした理由と思われる。
- ⑤補任(任命)と改替は表裏の関係にあり、任命権者が被任者の与奪権をもつ点に「職」の特質がある。また後世、「職」が公権と観念的な繋がりをもつこともここから説明できる。
- ⑥「職」が成立した時期がいつに求められるかは史料上の制約もありなお不明としなくてはならないが、「職」が土地用益権と深い結びつきを有するところから、10世紀初頭

の所領体制の成立に淵源が求められるのではないかと思われるが、なお未考である。

⑦いままでの「職」研究で主張された、「不動産物権説」、「知行説」や「職能説」などの理解は、10世紀から戦国時代にいたる数百年におよぶ「職」の歴史の一断面を切り取ったものに過ぎず、必ずしも「職」の本義にまで遡及するものではない。何よりも、何故、「職」と表現されるのかという素朴な疑問に答えていない憾みがある。「職」を補任を伴う官職という側面から究明することで、その本質に迫ることができるものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 梅村喬「二つの課題に向けて－「尾張国解文」と「職」・安堵－」史敏6号、1頁～11頁、2009年、査読有り)
- ② 梅村喬「新たに発見された法隆寺文書について」(『三浦家文書の調査と研究－近世後期河内の医師三浦蘭阪蒐集史料－』所収、123頁～132頁、2007年、大阪大学大学院文学研究科日本史研究室・枚方市教育委員会発行、査読なし)

[学会発表] (計1件)

- ① 梅村喬「三浦家所蔵法隆寺文書について」(名古屋古代史研究会、2007年9月22日)

[図書] (計1件)

- ① 梅村喬『平安時代における土地公証文書と所領安堵の前提的研究』(全160頁、2009年、大阪大学生生活協同組合事業企画室)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梅村 喬 (UMEMURA TAKASHI)
大阪大学・文学研究科・教授
研究者番号：80092998

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし